

地域推進方針作成マニュアル（抜粋）

中空知地域推進方針について

1 地域推進方針作成に係る経緯・趣旨等

- 平成20年3月及び平成30年3月に策定した北海道医療計画（以下「道計画」という。）においては、道計画の中核をなす疾病・事業それぞれの医療連携体制の構築とそれぞれの推進について、地域単位で保健所が市町村、医療機関、関係団体、道民等とともに取り組むことが重要であることから、道計画の策定に合わせ、**第二次医療圏ごと、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針**として、地域推進方針を作成している。

- 現行の地域推進方針の期間は、道計画と同様としていることから、令和6年度を始期とする新たな道計画の策定を合わせ、第二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議等において、現行の地域推進方針における目標の達成状況や施策の進捗状況の評価などを行い、5疾病・6事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るため、第二次医療圏ごとに新たな地域推進方針を作成する。

- なお、策定年度が異なることにより別冊としていた外来医療計画を道計画と一体化したことを踏まえ、**外来医療に関する対応方針等については、地域推進方針にて対応**することとする。

2 地域推進方針の検討・作成

- 地域推進方針のスケジュールについては、各圏域の実情に応じ以下のとおり進める。
ただし、外来医療については、地域医療構想調整会議において協議を行う。

事務局	① 現行の地域推進方針（H30～R5）の目標の達成状況や施策の進捗状況の評価
	② 新たな地域推進方針の「たたき台」を作成 ⇒ 上記①及び道計画の内容等を踏まえて作成 ⇒ 患者受療動向等のデータは、本庁から各圏域に提供



*必要に応じて、専門部会等で協議

1回目 保健医療福祉圏域連携推進会議で協議



事務局	③ 新たな地域推進方針の「素案」（案）を作成 ⇒ 圏域連携推進会議（1回目）の結果等を踏まえ作成
-----	---



*必要に応じて、専門部会等で協議

2回目 保健医療福祉圏域連携推進会議で協議

*圏域連携推進会議の意見等を踏まえ、住民説明会等を実施



*必要に応じて、専門部会等で協議

事務局	④ 新たな地域推進方針の「案」を作成 ⇒ 圏域連携推進会議（2回目）及び住民説明会等の結果を踏まえて作成
-----	---



3回目 保健医療福祉圏域連携推進会議で協議



(令和6年9月末)

事務局	⑤ 事務手続きを経て決定し、本庁（地域医療課）に報告
-----	----------------------------

3 地域推進方針の記載項目

第1 基本的事項

1 作成の趣旨

- 地域推進方針作成の趣旨を記載する。

2 地域推進方針の名称

[記載内容]

- 第二次医療圏の名称を冠し、「北海道医療計画 [中空知地域推進方針] 」とする。

3 地域推進方針の期間

[記載内容]

- 道計画の期間に合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。
ただし、道計画は、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価などを行い、必要がある場合は計画を変更するものとしているので、地域推進方針についても同様の取扱いとする。

4 地域の現況

[記載内容]

- ・地勢と交通 ・人口推移 ・住民の健康状態 ・患者の受療動向等
- ・医療提供施設の状況 ・医療従事者の年次推移
- 道計画を参考に、地域における医療資源の概況等について記載する。特に、地域における医療資源の概況を記載する。

第2 5疾病・6事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携の推進

- 5疾病・6事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携体制を構築し、円滑な推進を図るための方策等について記載する。

【医療連携体制（協議の場）】

<道計画素案新旧>医療連携体制（協議の場）P41

医療連携体制の構築に当たっては、第二次医療圏を医療提供体制の確保に向けた基礎的な単位としつつも、各圏域の実態に即した対応が行えるよう、疾病ごとの受療動向等を踏まえ、各疾病・事業ごとに医療連携体制の構築について検討を進めるとともに、必要に応じて第二次医療圏を越えた広域的な連携に向けて協議を進めることとします。

<道計画素案新旧>P59、65、72（脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）

現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、近隣圏域の医療機関との連携や、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し病病連携・病診連携のさらなる推進を図るなど、必要な医療連携体制の確保に努めます。

【地域連携クリティカルパス】

- 医療連携を推進するツールである地域連携クリティカルパスについては、新たな道計画においても、「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」「糖尿病」の3疾病において、導入圏域数を指標に設定している。

地域連携クリティカルパスは、第二次医療圏ごとの導入を基本としていることから、保健所は、圏域内における導入に係る調整を引き続き行うとともに、地域推進方針においてもその旨を記載する。

【保健所が実施主体の事業】

- 医療連携体制推進事業などを活用し、医療連携体制の推進に資する各保健所における個別事業について記載する。

【5疾病・6事業及び在宅医療に係る記載】

- 道計画をベースに記載することとするが、個別の疾病等に係る留意事項などについて、必要に応じて記載する。

1 がんの医療連携体制

- (1) 現状
- (2) 課題
- (3) 必要な医療機能
- (4) 数値目標等
- (5) 数値目標等を達成するために必要な施策
- (6) 医療機関等の具体的名称
- (7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- (8) 薬局の役割
- (9) 訪問看護事業所の役割

2 脳卒中の医療連携体制

(1) ～ (9) 略

3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

(1) ～ (9) 略

4 糖尿病の医療連携体制

(1) ～ (9) 略

5 精神疾患の医療連携体制

(1) ～ (9) 略

6 救急医療体制

(1) ～ (9) 略

7 災害医療体制

(1) ～ (9) 略

8 新興感染症発生・まん延時における医療体制

(1) ～ (9) 略

9 へき地医療体制

(1) ～ (9) 略

10 周産期医療体制

(1) ～ (9) 略

11 小児医療体制（小児救急医療を含む）

(1) ～ (9) 略

12 在宅医療の提供体制

(1) ～ (9) 略

第3 必要な外来医療機能及び対応方針

1 地域の外来医療の状況

(1) 医療施設数及び従事医師数

	医療施設数 (箇所数)	従事医師数 (人)
一般診療所		
病 院		

外来医療計画における第8

各対象区域における不足する外来医療機能
及び対応方針 をベースとする。

(2) 外来診療施設数及び患者数

	外来施設数 (月平均数)	通院外来施設数 (月平均数)	外来患者延数 (回/月)	通院外来患者延数 (回/月)
一般診療所				
病 院				

(3) 時間外外来施設数及び患者数

	時間外等外来施設数 (月平均数)	時間外等外来患者延数 (回/月)
一般診療所		
病 院		

(4) 往診実施施設数及び在宅患者数

	往診実施施設数 (月平均数)	往診患者延数 (回/月)	在宅患者訪問診療実 施施設数 (月平均数)	在宅患者訪問診 療患者延数 (回/ 月)
一般診療所				
病 院				

(5) 医療機器の配置・保有・活用状況

		C T	M R I	P E T	マンモグ ラフィ	放射線治療 (体外照 射)
医療機器台 数	診療所					
	病 院					
調整人口当たり台数						
人口 10 万人対台数						
年間稼働率 (件数/1 台)	診療所					
	病 院					

2 地域で不足する医療機能の現状・課題

区分	参考指標	現状	目標	考え方	備考
初期救急医療の確保	初期救急医療の確保市町村(%)	100	100	現状維持	医療機関・消防機関・医師会など関係団体との情報共有
在宅医療の確保	多職種協働による在宅チーム医療の研修	年2回	年2回	現状維持	

(1) 初期救急医療に関する外来医療の現状・課題

(現状)

(課題)

(2) 在宅医療の提供状況・課題

(現状)

(課題)

(1)～(3)のうち該当する項目(地域で不足する医療機能)のみを記載

(3) その他

- 上記(1)、(2)以外の事項について、必要に応じて各圏域において記載

例) 産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の提供状況・課題

(現状)

(課題)

3 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性等(地域の方針)

- 初期救急の確保に向けて・・・
- 在宅医療の確保に向けて・・・
- 公衆衛生に係る医療の確保に向けて・・・

「2 地域で不足する医療機能の現状・課題」に記載した事項について記載

4 医療機器の共同利用方針

- 人口減少が進むなか、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内での配置状況、利用状況も勘案の上、可能な限り共同利用を進めることとする。
- 高額医療機器の購入に当たっては、あらかじめ地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用を推進し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努める。

5 紹介受診重点医療機関の名称

新規

既に各圏域において協議されている紹介受診重点医療機関の名称を記載。

公表ページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/156278.html>

第4 その他地域の实情に応じて記載すべき事項

- 道計画の記載事項の中で、圏域の实情に応じて地域推進方針に記載すべきと考えられる事項がある場合、各保健所や圏域連携推進会議において、項目、内容等を検討の上、記載する。

(道計画の記載事項)

- ・ 第4章 地域保健医療対策
- ・ 第5章 医療の安全確保と医療サービスの向上
- ・ 第6・7章 医師の確保、医療従事者の確保

第5 地域推進方針の進行管理

- 地域推進方針において、保健医療福祉圏域連携推進会議を活用し、定期的に進行管理（評価等を含む）を行う旨を記載する。

第6 資料編

- 圏域内の医療資源の状況を把握する上で必要な資料等を掲載する。

4 地域推進方針の作成・推進に当たって留意すべき事項

- 地域推進方針の進捗状況を圏域連携推進会議において毎年評価し、翌年度の5月31日までに進捗状況を取りまとめ、道へ報告する。
- 道計画（地域推進方針）に名称を記載する医療機関について、別途示す公表基準に基づき、新たに該当することとなる場合や基準を満たさなくなる場合には、速やかに報告願います。
- 各区域の地域医療構想については、「別冊」扱いとしつつ、趣旨等については引き続き地域推進方針の中に必要な文言を記載する。